

第 2 期宮城県教育振興基本計画の改定について

1 改定の趣旨

本県では、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、平成 29 年 3 月に「第 2 期宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度）（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、これを「教育等の振興に関する施策の大綱」として位置付け、本県教育の柱である「志教育」の推進をはじめとする様々な施策に取り組んできた。

近年、大規模自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の蔓延に代表されるように、今後の先行きが不透明な予測困難な社会の中で、未来を切り拓く力の育成が求められている。また、誰もが生きがいを持って暮らすことができる地域社会の構築に向け、他者の多様性を尊重しながら、互いに高め合う環境づくりが必要になっている。

このような中、教育を巡る状況についても大きく変化しており、新学習指導要領の実施に伴う「主体的・対話的で深い学び」の実現や、教育機会確保法に基づく個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の実施、教育 D X の推進等への対応が求められているとともに、多様で複雑化する教育ニーズに応えていくことが重要な課題となっている。

今回、計画策定後に生じた様々な変化に対応しながら、本県の課題である学力、体力・運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の取組の充実・強化を図るなど、本県における教育施策の方向性等を整理する必要があることから、国が現在策定を進めている新たな教育振興基本計画等を踏まえ、第 2 期計画を改定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、本県教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示す計画であり、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体が策定する計画として位置付けられるものである。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「教育等の振興に関する施策の大綱」として位置付けられるものである。

＜参考：策定根拠等＞

第 2 期宮城県教育振興基本計画

【策定根拠】 教育基本法第 17 条第 2 項
 【策定主体】 宮城県・宮城県教育委員会
 【計画の概要】 本県教育の目指す姿と 5 つの目標を明示し、実現に向けた施策として 10 の基本方向と 35 の取組を記載
 進行管理のため 3 年程度のアクションプランを別途策定し、計画を推進

教育等の振興に関する施策の大綱

【策定根拠】 地方教育行政法第 1 条の 3
 【策定主体】 知事
 【現在の大綱】 第 2 期宮城県教育振興基本計画を大綱として位置付け（H29.7 第 6 回総合教育会議で協議の上決定）

3 計画期間

本計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画だったが、今後は国の教育振興基本計画との連動性を確保していくため、計画期間を2年間延長し、令和10年度までの12年間の計画とする。

<参考：国計画期間との関係>

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12~
第2期宮城県教育振興基本計画 (計画期間:H29~R8 R10)	第2期													
								第2期改訂版				第3期		
国の教育振興基本計画		第3期					第4期(策定中)					第5期		

4 改定に当たっての基本的考え方

(1) 第2期計画の理念の継承と策定後の状況変化への対応

第2期計画で掲げる「目指す姿」と5つの「計画の目標」等を継承しながら、制度改正やコロナ後の急速なデジタル化の動きなど本県教育を巡る状況変化に対応するとともに、現計画で課題が見られる取組の充実・強化を図る。あわせて、国の新たな教育振興基本計画及び「新・宮城の将来ビジョン」の方向性を踏まえ改定を進める。

<参考：第2期計画における目指す姿等>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

目標1 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。

目標2 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。

目標3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む。

目標4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

目標5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

(2) 知事部局と教育委員会の連携

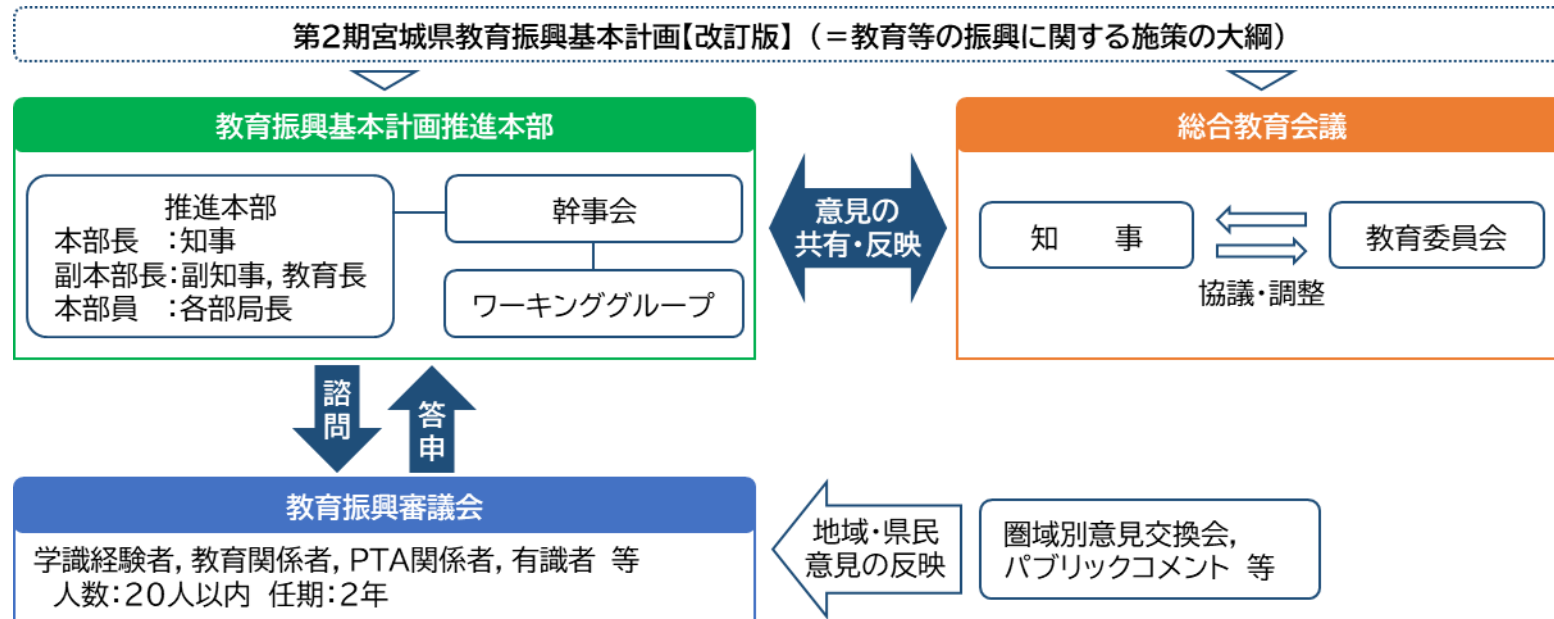
本計画の対象は、知事部局所管の事務事業と教育委員会所管の事務事業を包含することから、知事を本部長とし、教育長を含む関係部局長からなる「宮城県教育振興基本計画推進本部」を設置し、同本部会議での検討を経ながら改定を進める。

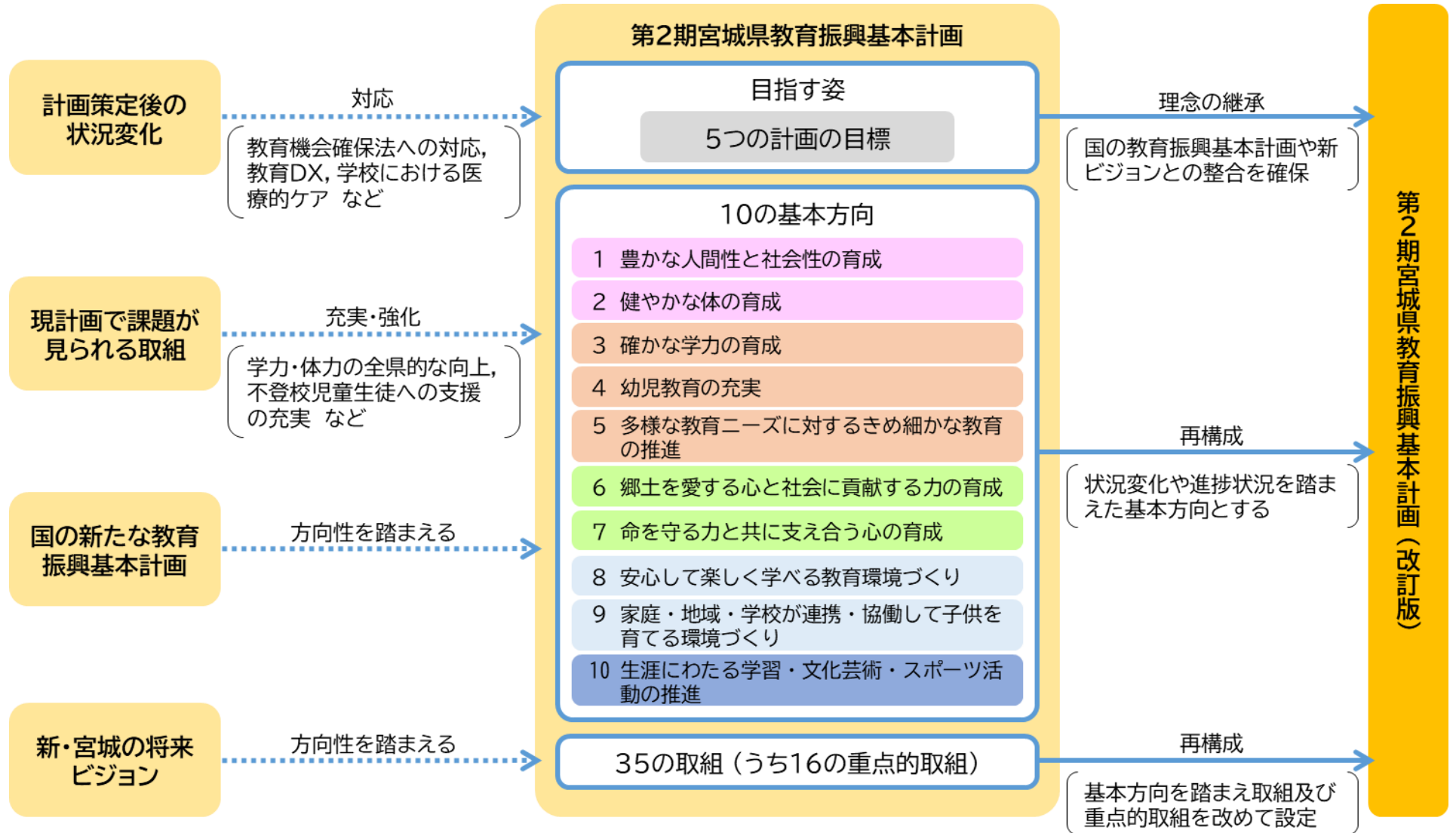
あわせて、本計画は「教育等の振興に関する施策の大綱」として位置付けられることから、「宮城県総合教育会議」において、知事及び教育委員会の協議・調整を図る。

(3) 有識者や県民意見の反映

本計画の策定に当たっては、本県教育の振興に関する施策の総合的な計画であることを踏まえ、知事及び教育委員会の附属機関として設置された「宮城県教育振興審議会」に諮問する。また、県民の意見を本計画に反映させるため、圏域別意見交換会、パブリックコメント等を実施する。

5 改定作業実施体制





7 改定スケジュール

	総合教育会議	教育振興基本計画推進本部	教育振興審議会	その他
令和4年	12月 <u>宮城県総合教育会議</u> ・教育大綱（第2期計画）の改定について			
令和5年		1月 <u>第1回推進本部会議</u> ・第2期計画の改定について ・第2期計画の進捗状況等を踏まえた今後の施策展開について		
		※ ワーキンググループ会議を随時実施	2月 <u>第1回教育振興審議会</u> ・委員の委嘱，任命，諮問 ・第2期計画の改定について ・第2期計画の進捗状況等を踏まえた今後の施策展開について	
				6月 圏域別意見交換会（5圏域）
			8月 <u>第2回教育振興審議会</u> ・圏域別意見交換会の結果報告 ・中間案の検討	
	8月 <u>宮城県総合教育会議</u> ・教育大綱（第2期計画（改訂版）） 中間案について			
				9月～10月 パブリックコメント
			11月 <u>第3回教育振興審議会</u> ・パブリックコメント等の結果報告 ・答申案の検討	
令和6年			12月 <u>答申</u>	
		1月 <u>第2回推進本部会議</u> ・第2期計画（改訂版）案について →県議会提案		
	1月 <u>宮城県総合教育会議</u> ・教育大綱（第2期計画（改訂版）） 案について			
	3月 <u>大綱（第2期計画）改定</u>	3月 <u>第2期計画改定</u>		